平成２２年（フ）第１１４５号
東京都日野市旭が丘２丁目25番地の15ハイブリッヂマンション103
債務者　鳥生三穂子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８３４１号
東京都台東区清川２丁目29―２
債務者　熊澤　芳房
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０号
神奈川県座間市相模が丘３丁目56番21号　ベルデフェリース103号
債務者　直井　成行
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０７号
石川県小松市桜木町133番地１　志乃丘ハイツⅡ207号室
債務者　鶴賀　慎平
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２４３号
釧路市美原１丁目43番546号　道営住宅Ｄ15棟546号室
債務者　葉佐　容子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
愛知県知立市新林町平草19番地　一柳荘２号
債務者　岩堀　　純
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５３６５号
東京都八王子市高尾町1542―３―302
債務者　劒熊　正章
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３９７号
東京都練馬区西大泉４丁目８－３―103
債務者　大石　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４０９号
東京都品川区大井７丁目３―15―203
債務者　河原崎幸平
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２号
石川県羽咋郡宝達志水町柳瀬タ47番地５
債務者　土上　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１０５６号
東京都大田区蒲田１丁目29番20号田口ビル301
債務者　杉崎由佳子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４６号
静岡市葵区北安東５丁目50番26―５号　マンション青島201号
債務者　八木　裕乃
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００号
静岡市駿河区聖一色63番地の１　サンハイツ202号
債務者　宮崎　勝恵
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１７号
静岡市葵区上土１丁目11番３―102号、旧住所静岡県焼津市柳新屋821番地の１
債務者　松浦　大樹
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７１号
静岡市清水区蒲原60番地の２　新栄荘Ｂ棟103号
債務者　大橋　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部